

魚津市告示第27号

魚津市公共施設予約システム利用規約を次のように定める。

令和5年3月24日

魚津市長 村椿 晃

魚津市公共施設予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約(以下「本規約」という。)は、魚津市公共施設予約システム(インターネットを利用して市が所管する公共施設(以下「施設」という。)の予約等の手続きを行うサービスをいう。以下「本サービス」という。)の利用に関して必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本サービスを利用して施設の予約等の手続きを行うためには、本規約に同意する必要があります。

2 本サービスを利用したものは、本規約に同意したものとみなします。

(施設規則等の遵守)

第3条 本サービスを利用するもの(以下「利用者」という。)は、実際の施設利用に当たっては、当該施設の関係規則等に従うものとし、また、当該施設の関係規則等に定められている目的以外に使用してはいけません。

(利用者登録)

第4条 本サービスの利用を希望する個人又は団体は、利用者情報を登録する必要があります。

2 施設利用の際、利用者情報の登録内容を確認するため、本人確認のできる書面等の提示を求める場合があります。

(利用者ID及び仮パスワード)

第5条 本サービスに利用者登録をしたものには、利用者ID及び仮パスワードを発行します。

2 インターネットから本サービスを利用するものは、当該利用者ID及び仮パスワードにてログインし、本パスワードに変更する必要があります。

(利用者ID及びパスワードの管理)

第6条 利用者は、利用者ID及びパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理するとともに、次に掲げる事項を必ず守らなければなりません。

ん。

- (1) 他人に利用者IDを譲渡し、又は貸与しないこと。
- (2) 他人からの利用者ID及びパスワードの照会に応じないこと。

(登録事項の変更)

第7条 利用者は、届け出た氏名、住所その他必要な連絡先情報に変更が生じた場合は、遅滞なく変更の手続きを行わなければなりません。

(利用者登録の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を取り消すものとします。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用者登録を受けたことが判明したとき。
- (2) 利用者がこの規則に違反し、システム管理者の指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、システム管理者が利用者として適当でないと認めたとき。

(施設利用に関する手続き)

第9条 利用者は、本サービスの利用により次の手続きを行うことができます。ただし、提供する手続は、施設により異なる場合があります。

- (1) 施設の利用予約
- (2) 施設の利用予約の変更
- (3) 施設の利用予約の取消し
- (4) 施設の利用予約の確認

2 前項の手続きは、所定の期間に行う必要があります。

3 天災地変、通信混雑その他やむを得ない事由により第1項の手続きができなかった場合、市長及び各施設の管理者並びに担当者はその責を負いません。

(費用)

第10条 利用者が本サービスの利用に当たって必要とする装置（ソフトウェアを含む。）及びインターネット接続等に係る費用その他一切の費用は、利用者が負担するものとします。

(個人情報利用制限)

第11条 利用者登録及び施設予約申込みの際に収集した個人情報は、施設の予約管理及び施設利用に関する業務の目的以外には使用しません。

(禁止事項)

第12条 本サービスの利用に関する禁止事項は、次に掲げるとおりとします

。

- (1) 本サービスを施設利用予約以外の目的で使用すること。

- (2) 他人の利用者ID及びパスワードを不正に使用すること。
 - (3) 本サービスに対し不正な手段でアクセスすること。
 - (4) 本サービスに対し故意にウィルスに感染したファイルを送信すること。
 - (5) 本サービスのプログラム又はコンテンツを修正、複製、改ざん、頒布又は販売をするなどの行為を行うこと。
 - (6) 本サービスを利用して申し込んだ予約を当該予約した施設に無断でキャンセルすること。
 - (7) 施設を利用する意思を伴わない予約の申込み等により、本サービスの管理及び運営を故意に妨害すること。
 - (8) 他の利用者の活動を妨害又は強要すること。
 - (9) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。
- 2 市長は、利用者がいずれかの禁止事項に該当する行為を行ったことが明らかなる場合、又は該当する行為があると疑うに足りる相当の理由がある場合は、利用者登録の抹消、本サービスの利用停止等の必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第13条 市長及び各施設の管理者並びに担当者は、利用者が本サービスを利用したことにより発生した利用者の損害又は利用者が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負いません。

- 2 市長は、その裁量において、本サービスを提供するシステムの改修、運用停止、休止等を利用者への予告なしに行うことができるものとします。また、このことを行ったことによる利用者又は第三者が被ったいかなる損害に対しても、市長及び各施設の管理者並びに担当者は、一切の責任を負いません。

(規約の変更)

第14条 市長は、利用者に事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

- 2 利用者は、本規約の変更後に本サービスを利用した場合には、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則

本規約は、令和5年4月1日から適用します。